

『ケアマネジャー試験 保健医療サービス苦手克服トレーニング 2018』 2018年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う主な改正内容

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なと思われる主な事項を収載させていただきました。

【2 居宅・介護予防・地域密着型サービス】

1 訪問看護および介護予防訪問看護（164頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
173	・上から5～6行	「訪問看護事業所と同一もしくは隣接する敷地内の建物や同一建物に居住する利用者、」 → 「訪問看護事業所と同一もしくは隣接する敷地内の建物や同一建物に居住する利用者（※平成30年の介護報酬改定により、事業所の1月あたりの利用者数が50人未満の場合で10%、50人以上の場合で15%という減算に区分された）、」

2 訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーション（177頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
182	・下から6～7行	「訪問リハビリテーション事業所と同一もしくは隣接する敷地内の建物や同一建物に居住する利用者、」 → 「訪問リハビリテーション事業所と同一もしくは隣接する敷地内の建物や同一建物に居住する利用者（※平成30年の介護報酬改定により、事業所の1月あたりの利用者数が50人未満の場合で10%、50人以上の場合で15%という減算に区分された）、」

3 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導（186 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
188	・下から 1 行	「訪問看護師による居宅療養管理指導費を算定できない。」 → 「訪問看護師による居宅療養管理指導費を算定できない（※平成 30 年の介護報酬改定により、看護師による居宅療養管理指導は廃止された）。」
189	・上から 5～6 行	「薬剤師、看護職員（保健師、看護師、准看護師）、歯科衛生士」 → 「薬剤師、歯科衛生士」
	・下から 12～13 行	「（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）」 → 「（病院・診療所、薬局）」
	・下から 6～8 行	「サービスに応じて薬剤師・看護職員・歯科衛生士または管理栄養士を、薬局の場合は薬剤師を、訪問看護ステーションの場合は看護職員を置くことが定められている。」 → 「サービスに応じて薬剤師・歯科衛生士または管理栄養士を、薬局の場合は薬剤師を置くことが定められている。」
190	・下から 12～14 行	【「⑤療養上の相談・支援：看護職員（保健師・看護師・准看護師）」の項目】 → 削除
	・下から 1～11 行	【「+α 看護職員が行う居宅療養管理指導について」】 → 削除
191	・上から 4 行	「歯科衛生士等が行う場合、看護職員が行う場合で、かつ同一建物居住者かそれ以外かどうかで」 → 「歯科衛生士等が行う場合で、かつ単一建物に居住する人数に応じて」
	・下から 12～14 行	【「■減算」の項目】 → 削除
192	・上から 2 行	「薬剤師、看護職員（保健師、看護師、准看護師）、」 → 「薬剤師、」

6 地域密着型サービス（保健医療サービスの知識等）（209 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
217	・上から 14～15 行	「3 か月に 1 回以上」 → 「6 か月に 1 回以上」
217 ～ 218	・下から 2 行 ～上から 1 行	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一もしくは隣接する敷地内の建物や同一建物に居住する利用者」 → 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一もしくは隣接する敷地内の建物や同一建物に居住する利用者（※平成 30 年の介護報酬改定により、事業所の 1 月あたりの利用者数が 50 人未満の場合で 10%、50 人以上の場合で 15%という減算に区分された）」

【3 介護保険施設】

1 介護老人保健施設（228 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
232	・ 上から 9 行	「選択肢は口腔衛生管理加算の説明である。」 → 「選択肢は口腔衛生管理加算の説明である（※平成 30 年の介護報酬改定により、口腔衛生管理加算の要件が、①月 2 回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合となっている）。」
241	・ 上から 14～15 行	「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して、口腔ケアを月 4 回以上行った場合に、」 → 「①月 2 回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合に、」
245	・ 下から 1～2 行	「口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 4 回以上行った場合に、」 → 「口腔衛生管理加算は、①月 2 回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合に、

2 介護医療院（247 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容																		
249	・下から 4 行	<p>【「→基準」に追加】</p> <p>●人員に関する主な基準</p> <table border="1" data-bbox="491 285 1186 1277"> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 285 639 484">医師</td> <td data-bbox="639 285 1186 484"> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除した数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上 ・宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を 100 で除した数以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 484 639 600">薬剤師</td> <td data-bbox="639 484 1186 600">常勤換算方法で、I 型入所者の数を 150 で除した数に、II 型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 600 639 678">看護師、 准看護師</td> <td data-bbox="639 600 1186 678">常勤換算方法で、入所者の数を 6 で除した数以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 678 639 755">介護職員</td> <td data-bbox="639 678 1186 755">常勤換算方法で、I 型入所者の数を 5 で除した数に、II 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 755 639 909">理学療法士、作業療法士、言語聴覚士</td> <td data-bbox="639 755 1186 909">実情に応じた適当数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 909 639 948">栄養士</td> <td data-bbox="639 909 1186 948">入所定員 100 人以上の場合、1 人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 948 639 1103">介護支援専門員</td> <td data-bbox="639 948 1186 1103"> <ul style="list-style-type: none"> ・1 人以上（常勤専従。入所者の処遇に支障がない場合は施設の他の職務に従事可能） ・入所者 100 人またはその端数を増すごとに 1 人を標準 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1103 639 1180">診療放射線技師</td> <td data-bbox="639 1103 1186 1180">実情に応じた適当数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1180 639 1277">調理員、事務員等</td> <td data-bbox="639 1180 1186 1277">実情に応じた適当数</td> </tr> </tbody> </table>	医師	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除した数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上 ・宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を 100 で除した数以上 	薬剤師	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 150 で除した数に、II 型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上	看護師、 准看護師	常勤換算方法で、入所者の数を 6 で除した数以上	介護職員	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 5 で除した数に、II 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	実情に応じた適当数	栄養士	入所定員 100 人以上の場合、1 人以上	介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・1 人以上（常勤専従。入所者の処遇に支障がない場合は施設の他の職務に従事可能） ・入所者 100 人またはその端数を増すごとに 1 人を標準 	診療放射線技師	実情に応じた適当数	調理員、事務員等	実情に応じた適当数
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除した数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上 ・宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を 100 で除した数以上 																			
薬剤師	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 150 で除した数に、II 型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上																			
看護師、 准看護師	常勤換算方法で、入所者の数を 6 で除した数以上																			
介護職員	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 5 で除した数に、II 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上																			
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	実情に応じた適当数																			
栄養士	入所定員 100 人以上の場合、1 人以上																			
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・1 人以上（常勤専従。入所者の処遇に支障がない場合は施設の他の職務に従事可能） ・入所者 100 人またはその端数を増すごとに 1 人を標準 																			
診療放射線技師	実情に応じた適当数																			
調理員、事務員等	実情に応じた適当数																			